

### 三、歴代書簡ほか古文献（十七種）

#### （一）當山年中行事

##### 一年行事

一、正月五日の間内中勤經に出る

本堂上座敷に喰積を飾り置く

年頭禮者請に火鉢烟草出し飾置く

御上人出張に居て禮者に一々盃を出す

六疊之間に茶之湯道具飾り付置事

其次へ机の上に銚子、ちょうし盃取、さかずきとり昆布こんぶ飾る

一、口銀あられ焼銚子二つ

内一つは二十九代重信公より拜領

一、本堂廣椽へ疊八疊敷火鉢茶棚等土瓶茶碗杯飾置き帳場相立て所化一同に出張居る事

一、近江八景金蒔繪箱入七ツ組の大盃

右は正月五日南部彌六郎殿年頭に相用へ不斷は不用

一、三ツ組盃二通り

内一組は梅蒔繪一つは鶴

一、五ヶ日之内年頭進物仕度上中下曲物煮豆詰る事

數大かず小ともの共とも八百計ばかり

飾かざり=飾かざると同字

一、元日雜煮山内一同御上人正席にて三組孟頂戴する下男年男袴にて給使

一、同三日の晩唄始め出入のもの寺内中不殘酒肴にて大酒盛踊り唄諸藝御免

一、同五日南部彌六郎殿年頭に來り酒肴長芋のふくし立雜煮出す、家來共に三十人計り酒肴差出す事

一、六日朝七ツ時より支度致し年頭御禮登城

瓦の孟頂戴也

行列左之通り

麻上下の先徒

二人

絹羽織若士駕籠脇

一人

伴僧

二人

挟箱

一人

合羽籠

一人

草履取進物箱

一人

立傘

一人

押

一人

駕籠

一人

卷數箱

一人

四枚

負

獻上

一、同七日は御上人本格にて南部彌六郎殿方へ年頭毎度酒肴雜煮御馳走

右屋敷は昔より家法にて年頭の節は上下共一人に酒一升當り 但し下戸の者には今坂餅貳百文

つゝ前々より嘉例仕來りと云ふ

一、七日より長持にて年頭進物配り上下五七人にて四五日相廻る中食は檀頭にて支度す

本檀凡そ 三百五十軒 緣檀至つて少々

信者取子 三百五十軒

右此數にて守札年玉御備等支度可心得事したくこうるべきこと

一、檀頭へ正五九祈禱に行く事山内一同

一、涅槃像 一幅

但し極彩色古物也丈ヶ一丈計り横幅七尺五寸計

年々二月十五日東の座敷に掛餅る右箱入

一、二月二十七日八日兩日開山忌本堂餅立

當日百人前膳部酒肴引物 同二十九日盛物配もりものくはり

一、四月中に守札之支度 但し檀方は無之取子計り

一、八日東の間誕生佛餅付

同日より七月十六日迄日中經始まる

誕生佛但し性の不知ゆ終也一躰

一、五月五日本堂餅立茶番を張る

一、七月盆十一日本堂餅立 十三日の晝より一人棚經に出る、本堂へ帳場茶番を張る事

十六日施餓鬼御經七ッ時分より餅付不殘取片附る事

一、十六日小鷹御仕置場寶塔へ出行御上人御經、信者衆同參にて仕舞後には處の茶屋山城屋にて酒飯出す事

一、八月中に守札支度の事

一、九月下旬會式櫻花支度の事

一、十月七日金物磨き職人三人相頼む事

一、同九日御備餅擣き門前出入之者三人來り擣也

餅米四斗

本堂飭立會式の節は茶之間十二疊を取拂ひ板間と致し膳棚を組置く  
二日の間立花師來り造花の事

### 會式十二十三兩日膳部

御經十二日一座 十三日一座此間に說法

同十四日盛物配支度之事

十五日より長持にて盛物配り

一、十一月十七日番神祭禮

一、同二四日大師尊像相掛小角豆粥煮備へ一同法樂

一、智者大師の像 一 輻

但し細き絹表裝古物也年々十一月二十四日掛法樂有之

一、十二月中に守札年頭の支度

同二十五日餅擣き 三斗五升

大晦日 本堂飭立

一、法要檀用等にて御上人御出之節は何方へも伴僧草履取召連行事  
屋敷なれば御歸山の節箱提燈、駕籠御迎に出す事

一、寺社竝に公用有之御呼出の節或は届等迄役僧出る事 但し寺社奉行へ殿付に認める事  
一、寺院住持葬式之節は城下中は何宗にても相平に諷經に出る事  
但し香奠何れも貳百文持參の事

一、暑寒見舞同斷

一、領主葬送の節は御上人出る事

一、小僧たりとも屋敷方へ逮夜に行 後より下男に提燈爲持迎の事

一、新住入院の節は本堂廣間に御上人正座に直し檀頭本膳給使一、檀頭一の膳の給使の事

銚子盃は右の件共に致し来る

「以上は豫の舊師原勝外先生の手録を境妙院師の手控とに對照整束したる者なり、舊藩時代に於ける當山行事の一班を知る好資料たるを以て茲に掲錄したり」

### (一) 日乘上人の書簡

遠境書狀對談之心地不淺候先以其地寺中繁榮貴院中興之由誠以志之至殊勝候□彌昌榮候様所希候就中妙法寺之儀開基之御靈地候へとも當時之住持心中不□之人什師之御擬違背候條於江戸御奉行所訴訟可申之旨所□彼處加藤式部外縁□御知行故候則式部之可申上旨候條爾今延引して貴院御志之至故當寺來歷懇望之段難候依而曼陀羅一幅當寺代々之愛名一幅其元代々之變名一幅遣し候表具等可入念候所此便急候故早々□□□

いよ／＼於遠國一寺建立別而於出羽國開山之御時分者顯本寺と申寺有之とも今退轉候處貴院於其元一寺之中興尤於當寺大慶候定テ開基代々御納受可有之候現當一世之盟丁ニ而被彌抽道念寺門之繁昌候様所仰候□□追而其元代々之内二代目日性之性字と貴院之日要之要の字と於當寺代々之法號別而日要是當年來年中上洛有之住持に候條文字相替進之候□

一、當寺行法之次第等別紙進候貴院之志誠誠に神妙之至於愚大幸滿山とも感入候  
以來誰人雖爲住持貴院は中興之段顯然候重而令談合似合出家有之者可指遣候縱□□其出家共其元之寺務之儀貴院可被執行候様重而可申候事 恐惶謹言

五月廿二日

妙満寺隱居

日 乘 花 押